

令和5年度

学校いじめ防止対策基本方針

1, いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して…（中略）…当該児童等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2, いじめ防止に関する基本的な考え

いじめはどの学校・学年・学級においても起こる可能性があり、人として許されない、人権に関わる重大な問題である。いじめを受けた生徒は教育を受ける権利を侵害されるだけでなく、その心身の健全な成長を阻害され、生命または身体に大きな影響を生じさせる場合もある。

すべての生徒が、いじめを行わず、生徒も教員も、地域や家庭でも、いじめを見逃さないで放置しないという共通理解の元に、次の方針を元にして対策をたてるものである。

- ア：教員相互の情報交換と助言を元に、いじめに対する共通理解を深め、学校全体が一丸となって取り組む。
- イ：いじめの防止または早期発見と解決のために、いじめについての啓蒙活動を生徒や保護者に対して行う。いじめに対して生徒、教員、保護者全てが、「見て見ぬふり」をせず、声を上げられる学校作りを進める。
- ウ：いじめが起こった場合には、当該生徒、保護者、地域住民、関係諸機関と連携をしながら早期解決と被害者のケア・加害者の指導とケアに取り組む。

3, 基本対策

A：未然防止のための対策（いじめを生まない、許さない学校作り。）

朝礼での校長講話 保護者会や学級懇談での啓発活動 道徳授業
道徳地区公開講座 人権講話 セーフティ教室 いじめ撲滅授業
あいさつ運動 いじめ防止標語・ポスターコンクール 職場体験
日常の学級活動（当番・班活動・清掃活動・給食指導）

B：早期発見（直ちに発見し、見て見ないふりをしないための取り組み。）

ふれあい月間でのいじめアンケート(年三回)
観察活動（授業中 休み時間 給食時 清掃時 朝学活 終学活）
スクールカウンセラーとの全員面接（7年） 三者面談 二者面談

C：早期解決（いじめを早期に解決し、繰り返さないための対策。）

いじめ防止対策委員会の開催 該当生徒・保護者の面談 生徒アンケート
教員による付き添いとケア SCとのカウンセリング 朝礼での講話

D：インターネットを通じたいじめへの対応

（インターネットに対するモラルやマナーの向上に向けての対策。）

セーフティ教室でインターネットのモラル・マナーについての講話
ネットパトロールとの連携 全校朝礼での講話
PTAによる携帯・スマホアンケート

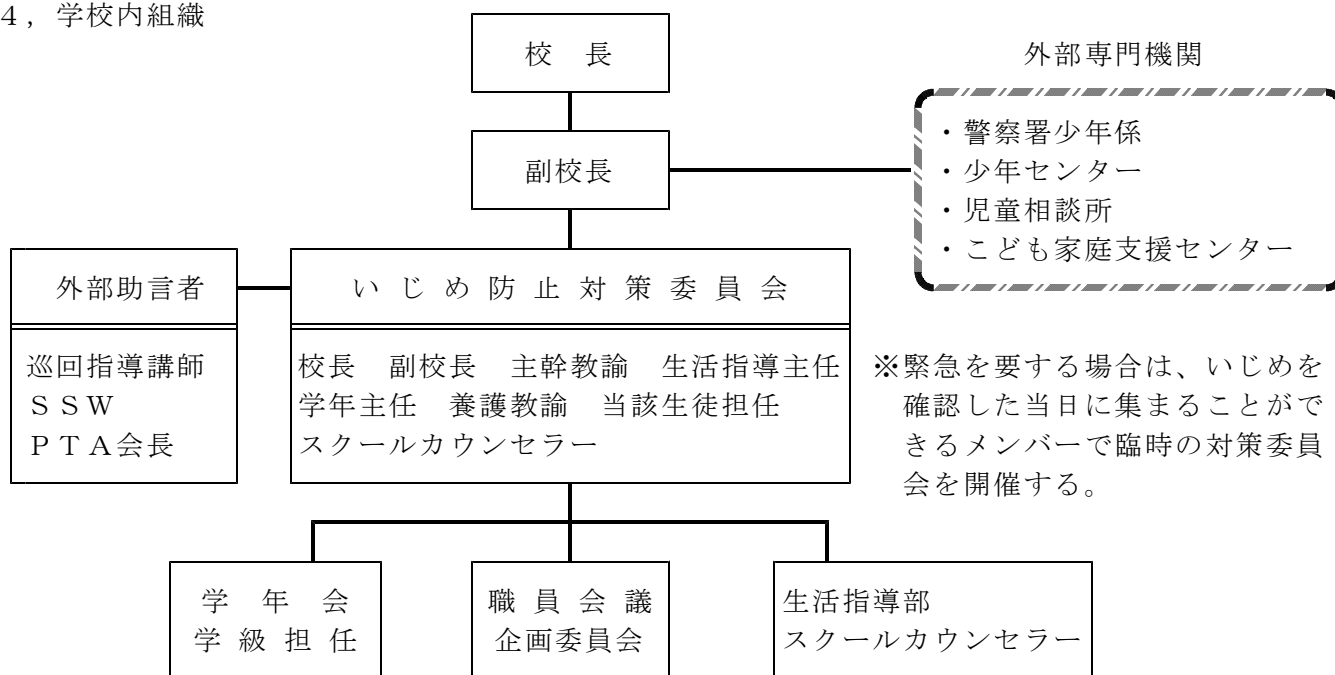
E：重大事態への対応

いじめ防止対策委員会の開催（巡回指導講師及びPTA役員などからの助言も得る）SCとのカウンセリング
教員による付き添いとケア 生徒アンケート

F：教員の資質と指導力の向上

いじめ対策についての研修会（年三回） 管理職による指導助言
学年会・職員会議での情報交換と指導の確認

4，学校内組織



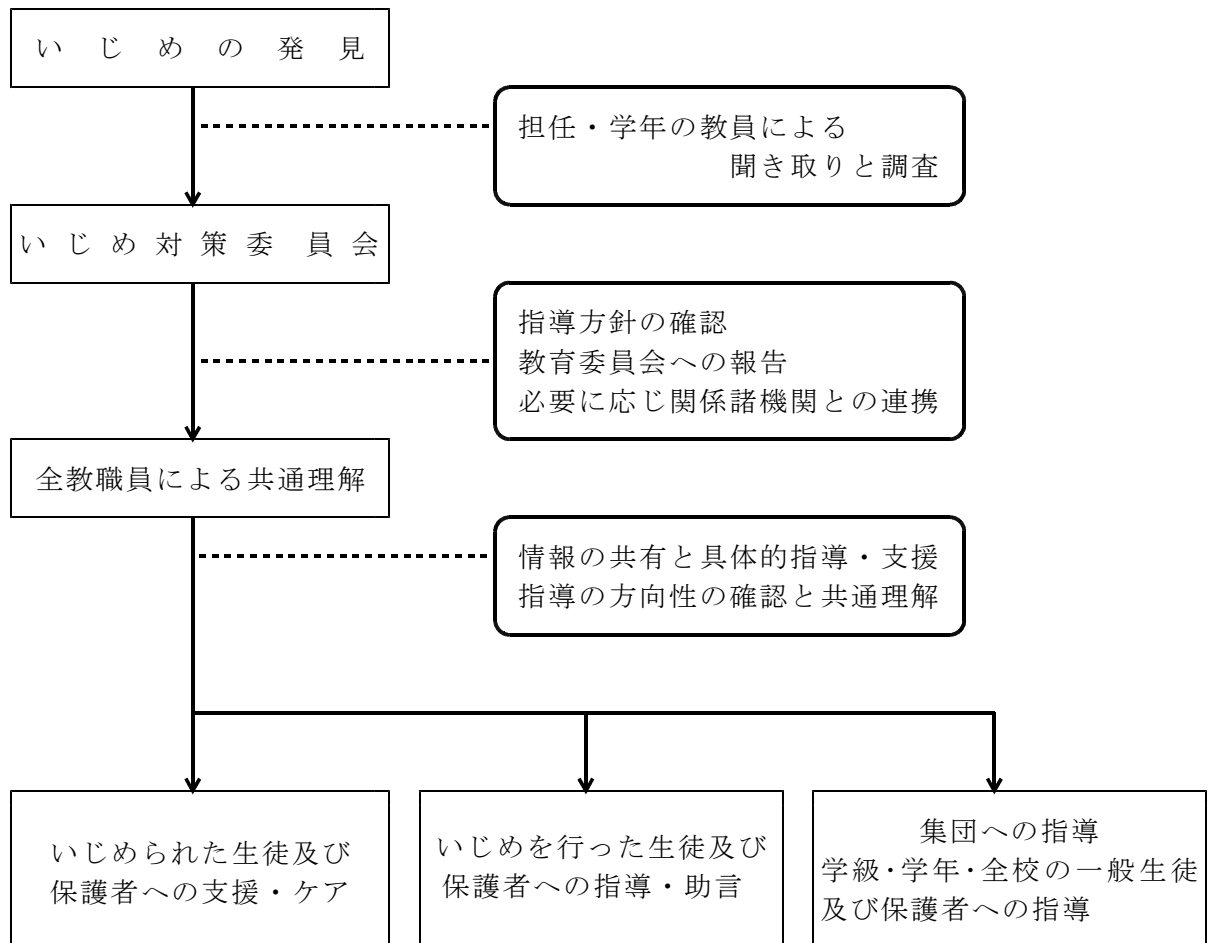
5，毎月の取り組み計画（あいさつ運動および道徳・学級活動については日常的に行う）

（いじめ対策委員会は月一回の開催とする）

（学校便り 学年通信 スクールカウンセラー通信は年間を通して発行）

4月	職員会議での方針確認 保護者会での説明 スクールカウンセラー面接	10月	新生徒会での取り組み 合唱コンクールでの翼をください合唱
5月	生徒総会でのいじめ防止取り組み宣言 いじめ撲滅授業① 二者面談	11月	ふれあい月間アンケート いじめ対策の校内研修
6月	いじめ防止標語・ポスターコンクール ふれあい月間アンケート セーフティ教室（いじめ・ネット対策）	12月	三者面談 学校アンケート（生徒・保護者） いじめ防止活動についての評価
7月	三者面談	1月	職場体験 いじめ撲滅授業③
8月	いじめ対策の校内研修	2月	ふれあい月間アンケート
9月	生徒会役員選挙 道徳地区公開講座 いじめ撲滅授業②	3月	いじめ基本方針の検証と見直し

6, いじめに対する措置



- ①いじめについての相談を受けた場合、いじめを確認した場合は速やかに事実を確認する。
 - ～ 担任及び学年職員による事情聴取や生徒へのアンケート調査
 - ～ 事情聴取とアンケート調査に基づく事実の確認
- ②いじめを確認した場合は、直ちにいじめを止めさせる指導を行い、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援を行い、いじめを加えた生徒・保護者に対して指導・助言を行う。
 - ～ 学年会・生活指導部・いじめ対策委員会で状況を確認し、指導・ケア・の方向性について確認し、担任とともに指導・ケア・助言を行う。
- ③いじめを受けた生徒が安心して登校することが出来ない場合には、保護者と連携をとりながら一定期間別室で学習する措置をとる。
 - ～ また、いじめを行った側の生徒に対しても、指導を行っても改善があまり見られない場合には、いじめを受けた生徒の人権に配慮しつつ周囲の生徒への影響を考慮して、一定期間別室で学習する措置をとる。その際スクールカウンセラーと協力しながら、いじめを受けた生徒へのケアに努める。
- ④いじめの被害者・加害者間での争いが生じないように、いじめについての情報を共有しながら解決に努力する。
 - ～ 加害者側にも過去の被害体験から、加害者になってしまう場合もある。加害者の状況も十分に調査し二度と起こさないように指導・助言をしていく。
- ⑤犯罪行為として扱われる重大事件については、教育委員会や所轄警察署と連携して対応する。
- ⑥いじめを見て見ぬふりが、いじめを助長することも一般生徒に理解させ、いじめを知らせてくれた生徒の安全も守ることを約束し、サポートしていく。
 - ～ 傍観者になってはならないことを、繰り返し指導し、通報する勇気を褒め、通報する生徒のプライバシーや安全に十分配慮する。

7, 重大事態への対応

いじめによって生徒の生命・心身・または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。また、学校を長期間にわたって欠席せざるを得ないような場合には以下のような対応をとる。

- ①速やかにいじめ対策委員会を招集し、情報の収集と対応について協議する。全員のメンバーがそろわない場合には、校長・副校長と臨時で集まることのできるメンバーで緊急の対応を協議し対応する。
- ②速やかに教育委員会に報告し、学校と教育委員会が一体となって対応する。
また、関係諸機関、医療機関、PTA、民生児童委員等と連携して取り組みを進める。
- ③事実関係を明らかにするために、当該生徒への調査とともに生徒へのアンケートを行う。
- ④調査によって明らかになったいじめの実態に対しては、噂や誤解に基づく混乱を防ぐために保護者会を開いて対応することを検討する。さらに保護者会を開催した場合には、事実関係の説明だけでなく今後の対応方針などを説明し、地域・保護者の協力を依頼する。
- ⑤被害生徒に対しては、複数の教職員による保護と付き添い、担任・学年の教員・スクールカウンセラーによるケアを行うように十分配慮する。
- ⑥加害者の行為の背景に、過去のいじめの被害者になった心の傷の影響がある場合には、必要に応じて心のケアを行い、二度と起こさないように指導していく。

8, 学校評価

保護者・地域の理解と協力をえて、いじめを生まない学校作りのために、以下の二点について学校評価の項目に加え、改善をはかる。

ア：いじめ防止の取り組みに関すること。

イ：早期発見と再発を防ぐ取り組みに関すること。

9, 関係諸機関（2020年1月改訂）

- | | |
|-------------------------------------|---|
| ・板橋区教育委員会 | 03-3579-2641 |
| ・板橋区教育委員会学校緊急対応チーム START | 03-3579-2664 |
| ・板橋区教育委員会事務局教育支援センター | 03-3579-2176 |
| ・板橋区教育委員会 いじめ110番 | 03-3964-1370 |
| ・板橋警察署少年係 | 03-3964-0110 |
| ・北児童相談所 | 03-3913-5421 |
| ・巣鴨少年センター | 03-3918-9214 |
| ・板橋区子供家庭支援センター | 03-3579-2656 |
| ・文部科学省「24時間こどもSOSダイヤル」 | 0120-0-78310 |
| ・法務省・人権擁護局「こどもの人権110番」 | 0120-007-110 |
| ・東京都教育相談センター「いじめ相談ホットライン」 | 0120-53-8288 |
| ・よいこ電話相談（東京都児童相談センター） | 03-3366-4152 |
| ・話してみなよー東京子供ネットー | 0120-874-374 |
| ・ヤングテレホン・コーナー（警視庁少年相談室） | 03-3580-4970 |
| ・板橋区いじめ110番 | 03-3964-1370 |
| ・板橋区メール相談（板橋区のホームページでの相談） | |
| | トップページ→教育委員会→いじめメール相談 |
| ・考えよう！いじめ・SNS@Tokyo 考えよう いじめ SNS 検索 | |
| | http://ijime.metro.tokyo.jp/ |
| ・こたエール | 0120-78302 |
| | http://www.tokyohelpdesk.jp/ |
| ・こころの電話相談室 | 042-312-8119 |
| ・こころの相談電話（東京都立精神保健福祉センター） | 03-3834-4102 |

<資料>

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）一部抜粋

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務）

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のた

めの措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていない

かどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

（学校の設置者による措置）

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る

事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共

団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。